

内部統制部会における「実施基準」の検討について（案）

- (1) 内部統制部会においては、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準を踏まえ、さらに同基準に係る実施基準の検討を行う。
- (2) 内部統制部会における実施基準の検討に当たっては、内部統制部会の下に、実務者等からなる作業部会を設置する。同作業部会においては、内部統制部会の指示に基づき、実施基準の素案の作成を行う。
- (3) 作業部会の座長は内部統制部会長が指名する。

以上